

特定施設入居者生活介護事業者 指定申請の手引き

1 指定要件の概要

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 設置予定の市町村の介護保険事業計画に位置付けられていること。
- (2) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。
営利法人，非営利法人を問わず，法人格を有していれば要件を満たすこととなります。ただし，法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
- (3) 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む），軽費老人ホーム，養護老人ホームであること。
- (4) 人員基準を満たすこと。
 - ①管理者
 - ・事業所ごとに，常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし，管理上支障がない場合は，他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。
 - ※「常勤」とは，当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達している者のことであり，正規職員であるか非正規職員であるかは問いません。
 - ②生活相談員
 - ・常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従事者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第2位以下切捨て）で，利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上配置すること。
 - ・生活相談員のうち1人以上は常勤でなければなりません。
 - ・生活相談員は，次の掲げるいずれかの資格を有することが望ましい。
 - ・社会福祉士
 - ・介護福祉士
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉主事
 - ・精神保健福祉士
 - ③看護職員（看護師，准看護師）又は介護職員
 - ・看護職員又は介護職員の合計数が，常勤換算方法で，要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること。（要支援の場合は利用者10に対して1人以上）
 - ・看護職員の場合は，利用者の数が30人以下の場合は常勤換算方法で1以上，30を超える場合は，常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること。
 - ・常に1以上の介護職員が確保されていること。
 - ・看護職員及び介護職員のそれぞれのうち1人以上は常勤でなければなりません。（ただし，介護予防特定施設入居者場合のみの場合は，介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。）
 - ⑥機能訓練指導員
 - ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導

員を1人以上配置しなければなりません。

・機能訓練指導員は、次の掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（正看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師（一定の実務経験を有する者）※1
- ・きゅう師（一定の実務経験を有する者）※1

※1 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

※利用者の日常生活や行事等を通じて行う機能訓練であれば、上記資格を有しない生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありませんが、その場合であっても機能訓練指導員（有資格者）は必ず配置しなければなりません。

⑦計画作成担当者

・総利用者数が100を又はその端数を増すごとに1以上の介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者を配置すること。

(5) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

・次の施設・設備を設けること。

- ・耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ・必須設備及び基準：
 - i) 介護居室：定員は1室1人（夫婦部屋は2人可）、プライバシーの確保がされていること、地階にないこと、1以上の出口が避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面していること
 - ii) 一時介護室（全室個室又は別に部屋が確保されている場合は設けないことができる）
 - iii) 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること（1週間に2回以上入浴できる又は清しきしなければならないため利用者10人対して1の浴槽の設置を目安とすること）
 - iv) 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備（ナースコール等）を備えること
 - v) 食堂：機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること（3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上が望ましい）
 - vi) 機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること（ただし、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は設けないことができる）
- ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造とすること（段差の解消、廊下幅の確保等の配慮をすること）。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。（建築基準法及び消防法の定めによる）
- ・運営上必要な設備等（必須ではないが必要に応じて必要な設備）
事務室、相談室、洗面設備、調理室、洗濯室（場）、汚物処理室、介護材料室、介護職員室、看護職員室、更衣室、宿直室、傾斜路又はエレベーター

②運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年

茨城県規則第34号)」を参照してください。

2 申請の流れ

(1) 事前協議

- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるためには、施設の種類に応じた施設設備や運営基準を満たした上で、届出、認可及び登録の手続きが必要です。施設の種類に応じて担当部署と協議を行った上で申請してください。
- ・**有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム**
保健福祉部 長寿福祉推進課 介護基盤整備担当 (TEL 029-301-3321)
- ・**サービス付き高齢者向け住宅**
設備基準：土木部 住宅課 民間住宅・住宅指導担当 (TEL 029-301-4759)
運営基準：保健福祉部 長寿福祉推進課 介護基盤整備担当 (TEL 029-301-3321)
- ・各施設の施設設備や運営基準を満たした上で、さらに介護保険法に基づく施設設備の改修や運営基準の整備等が必要な場合がありますので、県担当（保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査担当 TEL 029-301-3343）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参ください。特定施設入居者生活介護の指定のための事前協議を行います。
- ・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。
- ・事業所の立地予定の市町村の介護保険担当及び建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておいてください）
- ・建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。
- ・食事を提供する場合にあっては、所管する保健所に確認を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

(2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に1部提出します。書類は原則としてA4判で統一してください。（A4判より小さい書類は余白を設け、大きい書類はA3判とするか、縮小してA4判とすること。）

(1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）

(2) 付表10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の記載事項

(3) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業を実施する旨（介護予防特定施設入居者生活介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。

②申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

③勤務形態一覧表（参考様式1）

管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

④当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式10）

⑤職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。（資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。）また、従業員（常勤・非常勤問わず）について、雇用契約書、辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面（従事した事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出して下さい。

⑥事業所の平面図（参考様式3）及び写真

用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。

事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑦事業所の設備等に係る一覧表（参考様式5）

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑧運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室又は一時介護居室に移る場合の条件及び手続き
- 六 施設利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）

⑩事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

（ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

⑪損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

⑫協力医療機関の概要及び契約の内容に関する書類

・緊急時に対応可能な医療機関（事業所から近距離にあることが望ましい）と協力体制をとり、その契約書等の写し及び当該医療機関の概要を記載した書類を提出してください。

⑬誓約書（参考様式7。介護予防特定施設入居者生活介護の場合にあっては、参考様式8）

⑭従業員一覧表（参考様式15）

常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のある全ての従業員を記載します。

⑮返信用の封筒（250円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載したA4判の書類が折らずに入る定形外の封筒）

⑯介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

(4) 指定介護特定施設入居者生活介護の指定を同時に受けるときの特例

特定施設入居者生活介護の事業と介護予防特定施設入居者生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合、介護予防特定施設入居者生活介護事業者の申請に係る書類は、(1)、(2)、(3)の⑬を除き省略することができます。

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(<http://www.wam.go.jp/>)でも提供されていますのでご参照ください。

(3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/kaigohoken/index.html>

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343, FAX 029-301-3348

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。(不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。)